

食安輸発0811第1号
平成27年8月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年8月4日付け食安輸発0804第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産養殖ひらめから *Kudoa septempunctata* の孢子数が 1.0×10^6 個/g を超えて検出されたことから、下記養殖業者を別表7に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

養殖業者名：大興水産
登録番号：K-F-CJ-071